

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「40,740円」を「40,500円」に改め、同項第2号中「58,670円」を「59,640円」に改め、同項第3号中「61,110円」を「61,420円」に改め、同項第4号中「73,340円」を「80,110円」に改め、同項第5号中「81,480円」を「89,010円」に改め、同項第6号中「96,150円」を「105,040円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「105,930円」を「115,720円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「122,220円」を「133,520円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第9号中「136,080円」を「151,320円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第10号中「149,930円」を「169,120円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第11号中「163,780円」を「186,930円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第12号中「177,630円」を「204,730円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第13号中「188,220円」を「213,630円」に改め、同号イ中「又は第15号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「198,820円」を「222,530円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第15号中「201,260円」を「231,430円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同項第16号中「203,700円」を「267,030円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 240,330円

ア 合計所得金額が10,000,000円以上15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 249,230円

ア 合計所得金額が15,000,000円以上20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者で、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第2項中「各年度」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に、「38,300円」を「41,840円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「24,450円」を「25,370円」に、「57,040円」を「60,980円」に改める。

第12条第3項中「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第10条及び第12条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。